

聖泉人文・社会学会会則

- 第1条 (名 称) 本会は聖泉人文・社会学会(The Seisen Junior College Society of Humanities and Social Sciences)と称し、事務局を聖隷学園聖泉短期大学(以下、聖泉短期大学と略称する)内に置く。
- 第2条 (目 的) 本会は人文科学、社会科学の分野における研究を行い、あわせて文化の発展に寄与することを目的とする。ただし、自然科学分野の研究をも含むことができる。
- 第3条 (事 業) 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 一. 機関紙「聖隷学園聖泉短期大学人文・社会科学論集」(The Seisen Journal of Humanities and Social Sciences)の刊行及び配布。
 - 二. 研究諸成果の公刊。
 - 三. 研究発表会及び講演会の開催。
 - 四. 共同の研究及び調査。
 - 五. 聖泉短期大学生が行う研究の助成。
 - 六. 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業。
- 第3条の2 (紀要編集細則) 前条第一号の機関紙の編集の細則については、これを紀要編集細則で定める。
- 第4条 (会員構成) 本会は次の会員をもって構成する。
- 一. 正 会 員 聖泉短期大学専任教員。
 - 二. 特別会員 元会員、及び聖泉短期大学嘱託講師で入会を希望する者。
その他正会員が推薦し、総会で承認された者。
 - 三. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し支持する個人又は団体。
 - 四. 学生会員 聖泉短期大学在籍の学生。
- 第5条 (役 員) 本会に会長1名、委員若干名(うち1名は会計委員)を置く。委員は委員会を構成する。会長及び委員の任期は2年とする。
2. 委員会は研究発表会の開催、機関紙の編集、その他の事業の推進の任にあたる。
- 第6条 (総 会) 総会は本会の最高機関とする。
2. 総会は年1回開催し、役員を選出、予算、決算、会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
 3. 会長がその必要を認めるとき、又は正会員5名以上の要請があるとき、会長は臨時総会を招集することができる。
 4. 総会の定足数は正会員の3分の2以上とする。
- 第7条 (会 費) 本会の経費は、会員の会費、大学よりの助成金、その他の収入をもって充てる。会費は次の通りとする。
- 一. 正 会 員 年額 8,000円
 - 二. 特別会員 年額 8,000円
 - 三. 学生会員 年額 1,500円
- 第8条 (会計年度) 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日にいたる期間とする。
- (附 則) 本会則は1986年4月1日よりこれを実施する。
- (附 則) 本会則は1991年4月1日よりこれを実施する。